



広域交付制度の影響は？

当事務所にも、広域交付制度を利用し相続登記の準備を整えてから相談に来られる方が増えています。司法書士は相続に関する戸籍謄本を取得できる職務上の権限がありますが、広域交付制度は代理人による請求は認められていません。この点は改善が期待される部分です。

2017年の導入後、利用が広まっている「法定相続情報」（相続人を特定できる戸籍謄本等と相続関係の一覧図を法務局に提出することで、登記官の認証文が付された一覧図の写しが交付される制度）もあわせて利用されている方が増えています。必要書類の一部が揃っていることで相続登記の手続きがより迅速に進むようになってきています。



相続登記の弾力的な運用変更

例) 相続が発生した当初は話し合いがまとまらなかったなどの事情で法定相続人全員（ABC）が共有で不動産登記名義人になっているというケース

その後、遺産分割協議が成立してAだけが不動産を取得することになった場合、これまでは登記申請手続にBとCの協力（実印や印鑑登録証明書）が必要でした。しかし、この手続きが簡略化され、BとCの協力が不要となりました。

相続登記を円滑に進めるため、関連法規の改正や運用の変更が今後も続くと考えられます。

当所では、これらの情報をしっかりと把握し、相続登記手続きのサポートに努めてまいります。



勤続6年目を迎えた古参のミドリフグ。

「食欲の秋」モードで、朝のエサをモリモリ食べたにもかかわらず、まだまだおなかがすいている様子。水槽の横を通りかかると、敏感に気配をキャッチして、なんと水面にしっぽをバシャバシャ打ちつけるのです。さらに、ひれをパタパタ上下左右に激しくダンスし、必死にエサをおねだり。

ここまでの猛アピールは初めてです！

じっくり顔をのぞき込んでみると、なんと口の輪郭に沿って半円状の立派な下前歯がそろっているではありませんか。上前歯はまだ小さいけれど、ビーバーのようにキラリと光っています。

実は、ミドリフグは成長とともに歯が伸び続けるので、定期的に「歯切り」をしてあげないといけないそうです。歯が伸びすぎてしまうと、ご飯を食べにくくなってしまったりとか。

これもまたフグを育てるための大事な世話のひとつですね。

「小指の爪くらい小さかったミドリフグにも、こんな立派な歯が生えるなんて！」と驚く私たち。次は歯切りデビューを無事に迎えられるように、しっかり見守っていこうと思います。